平成３０年第３回　飯塚市議会会議録第６号

　平成３０年９月２７日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２４日　　９月２７日（木曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７０号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第４号）

（２）議案第８２号　専決処分の承認（平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第３号））

（３）議案第８７号　飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第７２号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

（３）議案第７３号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第７６号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）

（５）議案第７７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）

（６）議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７４号　飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

（２）議案第８８号　契約の締結（立岩交流センター建設工事）

（３）請願第１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７５号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例

（２）議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）

（３）議案第７９号　指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）

（４）議案第８０号　市道路線の廃止

（５）議案第８１号　市道路線の認定

（６）認定第１３号　平成２９年度飯塚市水道事業会計決算の認定

（７）認定第１４号　平成２９年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（８）認定第１５号　平成２９年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

（９）認定第１６号　平成２９年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

第２　平成２９年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　認定第　１号　平成２９年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

２　認定第　２号　平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

３　認定第　３号　平成２９年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

４　認定第　４号　平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

５　認定第　５号　平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

６　認定第　６号　平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

７　認定第　７号　平成２９年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

８　認定第　８号　平成２９年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

９　認定第　９号　平成２９年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

10　認定第１０号　平成２９年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

11　認定第１１号　平成２９年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

12　認定第１２号　平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

２　議案第８４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

３　議案第８５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

４　議案第８６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第　９号　学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書の提出

２　議員提出議案第１０号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出

３　議員提出議案第１１号　水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出

４　議員提出議案第１２号　国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第１９号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第２０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

３　報告第２１号　継続費精算報告書の報告（平成２９年度飯塚市一般会計）

４　報告第２２号　継続費精算報告書の報告（平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計）

５　報告第２３号　平成２９年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

６　報告第２４号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第６　署名議員の指名

第７ 閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました、「議案第７０号」から「議案第８２号」までの１３件、「議案第８７号」、「議案第８８号」、「認定第１３号」から「認定第１６号」までの４件、「議員提出議案第４号」、及び「請願第１６号」、以上２１件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。

○２７番（坂平末雄）

　総務委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７０号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第４号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保育所費、公立保育所延長保育事業費について、事業実施により、どの程度の未利用児童の解消が見込めるのかということについては、現行の１８時までの開所時間を１９時まで延長することにより、２７名の未利用児童の解消が見込めるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８２号　専決処分の承認（平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第３号））」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、公民館費、自治公民館建築補助事業費について、柳橋公民館は、集中豪雨のたびに水害に見舞われており、地域の避難所としての役割を果たすためにも、国、県の制度を活用するなど、市の責任において移転建てかえ費用を全て公費で賄えるような制度を構築するべきではないのかということについては、今回の豪雨において、これまで以上の被災状況を確認しているため、自治会長を含めた地域の方と地域住民が安全で安心して集える場所での建てかえ協議を行っており、できる限り地元負担がないような補助制度を構築していきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８７号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により、透明性、倫理性はどのように確保されるのかということについては、普通預金の報告や疎明資料として「確定申告書」、「源泉徴収票」の写しの添付を義務づけることで、より透明性が図られるものと考えている。また、今回の資産公開条例の改正とあわせ、現行の政治倫理条例及び職員倫理条例の３つの条例によって、本市に　おける政治倫理の確立を図るとともに、資産報告書審査会を設置することで、さらなる透明性が担保されるものと考えているという答弁であります。

次に、資産報告書審査会の委員として、議員及び市民公募による委員を含めず、識見を有する者４人以内としたのはなぜかということについては、審査対象者である議員を委員とすることは好ましくないと判断したこと。また、まちづくりの方針や子育て支援のあり方など、市の施策を審議する場合においては、市民公募によるべきだと考えるが、資産報告書の審査は、直接市民生活に関係する事案ではなく、専門的見地により、報告内容の妥当性や整合性を審査するものであり、識見を有する者のみで構成するように判断をしたものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の改正は、平成２７年１２月議会において廃止された旧条例と比較して、資産報告書審査会委員に市民公募を含めないなど、同水準に至っていないこと。また、市長が、現時点で本改正条例が一番適切だと判断していることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち「議案第８７号　飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」について反対の立場から討論を行います。

初めに、本市の一般会計、特別会計、企業会計を合わせますと年間予算規模は、ほぼ１２００億円であります。第２次総合計画の実施年度が、昨年度から始まっておりますけれども、この計画期間１０年間を考えれば、その予算規模は１兆２千億円という数字になるわけであります。この執行に当たり、また、それを審査する議会、議員が特別の透明性を市民から求められるのは当然のことであります。そこで私はまず、現行の市長、副市長、教育長、企業管理者、そして市議会議員を対象にした現行条例がどのような経過をたどって制定されたかを振り返りたいと思います。２０１５年８月１０日付で政治倫理審査会が資産公開対象を配偶者及び同居親族に拡大する政治倫理審査会から議会選出委員を排除するなど、５つの意見を書いた意見書が市長に提出され、議会に送付されました。２０１５年１２月１８日、１２月定例会最終日、議会多数派は市民の意見を聞くこともなく、政治倫理条例の改定を強行し、市長、副市長、教育長、当時、上下水道事業管理者、そして飯塚市議会議員を対象とする資産公開制度を廃止したのであります。翌２０１６年３月、既に資産公開制度を失った政治倫理条例はそのままに、国の法律に市長が違反しないために、とりあえず空白を埋めようと市長だけを対象にした資産等の公開に関する条例が、議会多数派の了承によって制定されました。２０１６年１２月、政治倫理基準の強化と資産公開制度の復活と強化を求める市民の目の前で、前市長、前副市長、さらに当時教育長で、現市長も加わったこともあるかけマージャン事件が発覚し、市長、副市長の辞職、出直し市長選挙へ発展しました。２０１７年４月、片峯新市長のもとで、副市長と市議会議員が業者と旅行した事件が発覚し、清潔で透明な市政づくりへ市長と市議会がどういう態度をとるのか、一層鋭く問われることになりました。２０１７年６月、こうした中で市長は、２０１５年８月の政治倫理審査会の意見書を無視し、政治倫理条例に資産公開制度を復活、強化することはせず、市長だけを対象にした資産等の公開に関する条例の対象を、副市長、教育長、上下水道事業管理者へ拡大する条例改正を追加提出、これに対して議員を対象にする修正案が提出された中で、当初、市長だけを対象にとりあえず空白を生まないためにと、市長だけを対象につくられた条例に市三役、市議会議員が入り込んだ形の条例が、市長が今回改正するとしているものであります。

日本共産党は、２０１５年８月１０日付の政治倫理審査会の意見書を支持し、１２月１８日の資産公開制度を廃止する政治倫理条例改正案を提出した勢力を厳しく批判し、論戦を展開いたしました。この立場から、２０１６年３月の市長だけを対象とした資産公開条例案の提出を批判し、賛成しませんでした。２０１７年６月、かけマージャン事件に端を発した出直し市長選挙で誕生した片峯新市長は、資産公開の対象を、市長、副市長、教育長、企業管理者まで拡大する条例改正案を提出しました。

その弱点を指摘すれば、第１に政治倫理基準が欠落したままであること。第２に政治倫理審査会の資産報告の審査を排除したままであること。第３に報告すべき項目が大ざっぱになっていることが挙げられました。初めに指摘した政治倫理基準の欠落している重要な部分は、第１に、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市長、副市長、教育長、企業管理者並びに市議会議員が市民全体の奉仕者としてのその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任に応え、あわせて市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすること。第２に、市長等及び議員は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、みずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないこと、この２点でした。この大きな弱点を持つ、市長の条例改正案に対して対象を市議会議員まで拡大するだけの修正案が議員から提出されました。現行の条例は、この修正案が可決して成立したものであります。

日本共産党は市長及び修正案提出者から、今後、より厳しい資産公開制度づくりを目指すという意思表明が、質疑の過程で行われたのを受けて、前向きな協同の一歩として評価し、採決では、賛成の態度をとりました。討論において、法によって義務づけのある資産公開の空白を埋めるためとして出発した条例の対象を市長だけでなく、副市長、教育長、企業管理者に広げるとした市長、そしてさらに、市議会議員にまで広げるとした修正案の提案者が、ともに今後より厳しい資産公開制度を目指すと述べるに至ったことは、市民の闘いによる前向きな変化と捉え、積極的に歓迎したのであります。

一方、今後の課題について、そもそもこの市長だけを対象にした資産公開条例は、２０１５年１２月の政治倫理条例の中の、資産公開制度の廃止によって、法律で定められた市長の資産公開に空白が生じるのを避けるために、空白を埋めるためにとりあえずという位置づけで、政治倫理条例とは別建てでつくられたものであります。市長がより厳しい内容にすることを議会との調整を図りながら検討していきたいというのであれば、政治倫理条例の中に、明確に資産公開制度を復活して強化すべきである。資産公開の対象を副市長、教育長、企業管理者に広げる原案に対してさらに市議会議員にまで広げるところにあります。修正案提案者が、より厳しい資産公開制度にすることを考えることはやぶさかではないと言うならば、やはり政治倫理条例の中にしっかりした資産公開制度を復活し、強化する方向を掲げることが求められると指摘したのであります。そして、その課題の取り組みの方向性については、このより厳しい資産公開制度づくりについて、政治倫理条例の抜本的な改正と強化による方法、あるいは市長等の資産公開条例の抜本的な改正と強化による方法が考えられるとしてきた上で、私は第１に、２０１５年８月１０日付の政治倫理審査会意見書のとおり、配偶者及び同居親族までの対象拡大を初め、５つの意見を取り入れることを目指す。第２に、今回改正をより透明性のある市政と市議会の本格的な協同への第一歩とする。第３に市民参加のもと、市長、市議会との協議を進め、９月議会か１２月議会までにこれを実現することを展望する。この３つの立場を表明し、協同を呼びかけたのであります。２０１７年１２月、市長と議会からの前向きのより厳しい条例制定の動きが見えない中で、市民の手による条例案、政治倫理条例にある政治倫理基準と資産公開をより厳しくしたものが公表されました。より厳しい条例づくりが呼びかけられたのであります。

２０１８年９月４日、市民による条例案の制定を求める直接請求署名の請求があり、１１日には、署名運動がスタートしました。筋の通った市民案の直接請求署名運動が始まった中で、市長はとりあえず空白を埋めるためにつくられ、対象を副市長、教育長、企業管理者、そして、議員修正案より市議会議員に広げた、言わば継ぎはぎだらけの現行条例の改正案を本議会に提出したわけであります。今回の市長の改正案は、配偶者と同居親族を対象に入れることを求めるなど、２０１５年８月１０日付の政治倫理審査会の意見書をまともに受けとめず、さらに、常設とする政治倫理審査会から公募による市民代表を排除しているところに特徴があります。

今回、改正案について市長は、より厳しい制度への次の一歩とは言わず、今のところはと言いながら、これがベストだと考えると述べたのであります。既に矢は放たれ、筋の通ったしっかりとした条例の制定を求める直接請求署名運動が、来月１１日の期限を目指して大きく進んでいる中で、はるかに劣るつぎはぎの現行条例をこの程度にしか扱わない今回改正案を、私は認めることができません。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第７０号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第４号）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８２号　専決処分の承認（平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第３号））」の委員長報告は、承認であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

次に、「議案第８７号　飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案５件及び議員提出議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７２号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例改正により保育士の勤務時間に変更はないのかということについては、公立保育所では５段階の勤務時間体制をとっており、勤務開始時間が最も早い職員の出勤時間が３０分早くなるが、それ以外の変更はないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７３号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７６号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」及び「議案第７７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づく補足説明、並びに９月１１日の本会議において審査要望のあった事項についての説明を受けた後、審査いたしました。

まず、審査要望のあった鹿毛馬神籠石敷の土地の取得割合はどのようになっているのかということについては、現在、市が約９７％の土地を取得し、残り９筆が民有地の状況である。このうち３筆について、今回の訴えの提起による取得を目指し、残りの６筆は、土地所有者の法定相続人と売買契約等の協議を進めており、本年度中に公有地化が全て完了する予定であるという答弁であります。

次に、同じく審査要望のあった、今後どのような活用を検討しているのかということについては、保存整備基本計画の見直しや遊歩道の整備を行い、国指定文化財として、児童・生徒への歴史教育の推進、市民の文化財への意識の高揚、観光資源としての交流人口の増加につなげたいと考えているという答弁であります。

また、質疑応答の主なものとして、全ての土地を取得できた場合、発掘調査等に関する予算措置を行う予定はあるのかということについては、国指定史跡は通常の補助事業とは異なり、すぐに調査が行えるものではない。今後、文化庁等と協議を行いながら、適正な管理、調査ができるよう努めたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」については、提案者から「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」等について、また、執行部からは「飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議における本案に対する意見」、及び「児童虐待に関する調べ」等について、それぞれ資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

提案者に対する質疑応答の主なものとして、第１２条第２項に規定されている通告者との情報共有は、どのようなものを考えているのかということについては、具体的には家族構成等が挙げられるが、子どもの命を救うために必要な情報を市が取捨選択して共有するものであると考えており、通告者に対して、情報を求める権利を与えるものではないという答弁であります。

次に、要保護児童対策地域協議会の代表者会議の委員である「子育て支援団体が推薦する者」をどのように選出するつもりなのかということについては、取りまとめる団体をつくり選出してもらう、もしくは各団体から１名ずつ推薦してもらった中から１名以上の選出を行うといったことを考えているという答弁であります。

次に、本条例を制定することが児童虐待を減少させることとどのような関連があるのかということについては、第１４条、子育て家庭に対する支援の部分で、市の役割を明確に示すことが、ネグレクトの家庭に対する支援という点で有効であると考えている。また、児童虐待件数が増加している中で、代表者会議の委員をふやしたり、地域部会を設けたりすることで、多くの人が虐待防止に関して支援を行い、みんなで子どもを守っていく仕組みができていくと思っているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、第１２条の情報の共有について、どのように考えているのか。また、情報共有のルール等について、施行規則等を定めて運用することが

可能なのかということについては、第三者への情報漏えい等が懸念されることから、第２項に規定されている通告者との情報共有は難しいと考えている。詳細について規則等で規定することもできないという答弁であります。

次に、仮に通告者から情報共有の申し出があった場合、どのような対応をするのかということについては、今のところ申し出等があったことはないが、情報提供はできない旨を説明し、適切に対応しているという回答しかできないという答弁であります。

次に、現在の要保護児童連絡協議会の体制に問題があると考えているかということについては、各部会において活発な意見交換が行われ、情報の共有も図られているため、現状の体制が望ましいと考えているという答弁であります。

次に、本条例が制定されることで、業務等に支障はないのかということについては、通告者に対する情報共有が規定されることで、情報流出を心配した関係機関から市への情報提供が途絶えるおそれがある。また、児童福祉法で要保護児童連絡協議会の組織、運営に関しては協議会が定めることと規定されていることから、市が協議会の組織に関する事務を行うことはできないと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、引き続き慎重に審査していく必要があるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ただいま、委員長報告の中で「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に関して、質問をさせていただきます。

平成３０年８月６日開催の福祉文教委員会に、議案提出議員から児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の、最終更新日平成２９年６月２３日公布と、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）の、最終更新日平成２９年６月２１日、平成２９年法律第６９号、施行日平成３０年４月２日が提出されていますが、その提案理由の説明は、どうなっておったのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　６月の委員会において、最新でない資料を誤って提出していたため、それを差しかえるものであるとの説明でしたが、具体的な内容の説明はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ちなみに、確認していただきたいことが１つあります。と申しますのは、児童福祉法の最終更新日が平成２９年６月２３日公布と、それと施行日が平成３０年４月１日というふうになっておりますけど、これはちょっと違うのではないかなと思っているんですけども、平成２９年法律第６９号で、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が出ております。したがいまして、この公布日は６月２３日ではなく２１日、そして法律第７１号ではなく第６９号になるんではないかと思いますけれど、これ、後日確認していただきたいと思います。この点は確認をお願いします。

続きまして、委員会の質疑の中で、新しく提出された児童虐待等に関する法律の第４条に「国及び地方公共団体の責務等」として、第１項から第７項がありますが、第１項から第５項について、飯塚市の取り組みについてどうなっておるのか、確認はありましたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そのような内容の確認はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　平成３０年７月２０日、厚生労働省子ども家庭局長から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」が出されていますけれど、この内容についての確認はありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　執行部に対して、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の内容についての確認をする質疑があり、児童虐待に対応するため、児童相談所強化プランを見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を国が年内に策定するということが大きな柱になっていること。また、そのプランを策定する前に、「警察との情報共有の強化」、「乳幼児健診未受診者等を緊急に把握すること」、「他の自治体に転出した場合における自治体間の情報共有の徹底」、「学校、保育所等との連携の推進」を市が直ちに取り組むこととしていることが主な内容であるという説明がありました。また、条例案との整合性については、提案者に対して質疑がありました。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策についての質疑はあったということでありましたけれど、この内容は１３項目にわたってあるわけですけれど、その１３項目全般については質疑はあっていないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　具体的な質疑はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例案との児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策についての整合性の質疑はあったということでありましたけれど、提案者は、提案条例案とこの緊急総合対策との整合性についての説明はされたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　条例との整合性において問題があると判断していないという答弁がありましたが、具体的な説明はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議における今回の提案条例案に対する意見等が資料として提出されておるということでありましたけれど、この８名の委員の中で、制定に賛成委員は２名で、残りの６名は特に条例の制定を求めていないように受け取れますけれど、この確認はありましたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そのような確認の質疑はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　厚生労働省から出されている「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」は、平成２９年３月３１日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から一部改正として出されております。この内容と今回提案されております条例案の「第４章　要保護児童対策地域協議会」との比較をしたとき、国の示す設置、運営方針を満足するものになっておったのかどうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そういった内容の質疑はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今回の提案条例案には、前文にありますが、この前文について条例に設けるべきかどうか等の質疑等はあっておりましたか。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そういった質疑はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、それと今回提案の飯塚市の子どもをみんなで守る条例案の比較表が、資料として提出していただいておりますけれど、この比較表についての質疑は行われたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そういった質疑はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　再度お願いですけれど、先ほど当初言いましたように、平成２９年に、法律第６９号で「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が出ております。それに基づいて児童福祉法も変わってきていると思いますので、出されている資料が日付等々と法律番号が違いますので、その内容と同一なのか、以後の委員会等で確認していただきますように、再度お願いして、質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について、委員長報告は継続審査です。継続審査に賛成の立場で討論を行います。

平成１２年法律第８２号「児童虐待の防止等に関する法律」はこれまで何度か一部改正があっております。ここ３年間の動きを見てみると、平成２８年法律第６３号「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定により、平成２８年に一部改正されました。また、平成２９年法律第６９号、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の制定により、平成２９年に一部改正が行われております。また、平成３０年３月の目黒区で発生した児童虐待による死亡事件を受け、平成３０年７月２０日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」が発表され、その中には、次の１３項目の取り組みが示されております。「１．転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「２．子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」、「３．児童相談所と警察の情報共有の強化」、「４．子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除」、「５．乳幼児検診未受診者等の緊急把握」、「６．児童相談所における専門性強化の取組促進」、「７．中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進」、「８．乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進」、「９．相談窓口等の設置促進、周知・啓発の推進等」、「１０．児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」、「１１．学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進」、「１２．家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第２８条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進」、「１３．里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進」。これまでの国の動きに対して、議員提出議案第４号とは、議案提出者は、整合性に問題があると判断していないと委員会で答弁されていますが、提案条例案の内容を超えた国の法律の整備、各関係指針の改正が行われてきていることを考えますと、委員長報告に対して、委員会での審議内容について何点か質問させていただきましたが、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、関係各指針等との提案条例案との比較について検討が行われていないとのことでありました。提案条例案以上に児童虐待防止の法整備、また、法に基づく児童虐待防止の各対策が整備されておれば、提案条例案の制定の必要性もなくなることが考えられます。したがって、委員会での関係法令との十分な検討をお願いいたしたいと思います。またあわせて、平成３０年７月２０日付の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策については、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、児童相談所強化プランを見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ児童虐待防止対策体制総合強化プランを年内に策定することとしているとなっております。年内に策定される児童虐待防止対策体制総合強化プランとの、議員提出議案第４号の条例案との比較をすることも必要になってくると考えます。したがいまして、十分な審議を行うことを要望いたします。

行政に対してお願いですが、児童虐待の防止等に関する法律（平成２９年法律第６９号）、一部改正の第４条第４項では、「国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。」となっております。議員提出議案の審査に必要な国の児童虐待に関する関係法令・指針等について、積極的に資料として提出していただき、十分な委員会においての議論を深めていただきたいと思っております。例えば、平成３０年７月２０日発表の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策について、これは委員会で質疑があっておりますけれど、１３項目全般にわたっての説明等はなされておりません。こういうことについては、やはりどういうことが緊急対策として政府から示されているか、関係議員もしくは各議員に周知をしていただきたいというふうに思います。また、平成２９年３月３１日付の要保護児童対策地域協議会設置・運営指針等ですが、これについても、議員提出議案第４号の中では第４章にこの部分が提案されております。国の方針と今提案されている議案との内容を比較することが大切だと思っておりますので、これは資料を確認することによって、児童虐待の防止への取り組み状態の確認を十分していただきたいと思っています。今後の行政の対応を考えていただきたいと思っております。

以上で、議員提出議案第４号の継続審査についての賛成討論といたします。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第７１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７２号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」、「議案第７３号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第７６号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、及び「議案第７７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、以上５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

協働環境委員長の報告を求めます。２０番　上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

　協働環境委員会に付託を受けました、議案２件及び請願１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７４号　飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８８号　契約の締結（立岩交流センター建設工事）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本工事は、総合評価落札方式において、当初、市内業者の参加がなく、入札が不調に終わったため、市外業者を対象として入札を行ったものだが、発注を延期して対応することはできなかったのかということについては、立岩地区の住民の熱心な取り組みにより、協議が順調に進んだことから、２０２０年１月に供用を開始すると説明しており、一日も早い完成を心待ちにしている立岩地区の住民の思いに対し、行政として全力で応えなければならないと考えているという答弁であります。

次に、総合評価落札方式の試行導入は、急ぎ過ぎではないかということについては、企業や配置技術者の技術力、事業者独自の施工計画を求めて評価をする方法であり、企業の技術力が向上すれば公共工事だけでなく、民間も含めて受注機会の増加、ひいては地場産業の振興、地場企業の育成につながるものと考えており、徐々にステップアップするような制度の構築を考えている。

今後、本市にとってよりよい制度にするため、見直しを行っていくという答弁であります。

次に、市内業者が総合評価落札方式に納得しないまま、市外業者へ発注されたものと考えるが、市内業者への配慮が足りないのではないかということについては、本工事を市外業者に発注するに当たり、市内業者への下請割合に対し加点をするという評価項目の見直しを行っている。これにより、落札業者は４０％以上を市内業者に下請を出すということで評価点を獲得しており、市内業者が参画できる内容となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」については、慎重に審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第８８号　契約の締結（立岩交流センター建設工事）」について、反対の立場から討論を行います。

立岩交流センターの新築については、地域に根差したよりよいものにと、地域住民が協働し、市と連携をとりながら、時間をかけて練り上げられたものであります。その取り組みの一端は、先だっての本会議における議案質疑の答弁でも紹介されました。貴重な取り組みが行われたと思います。今回工事は、その金額からも工事の内容から考えても、その入札は市内業者を対象に一般競争入札を行うべきところでした。市はこれまで何ら問題もなかったと言いながら、議会議決を必要とする１億５千万円以上の建築、土木の契約に関する入札については、ことし４月から総合評価方式を導入するとし、この立岩交流センター建設工事の入札が最初のものとなりました。最初の入札に応札がなく不調となりました。市は不調の原因を調査し、総合評価方式の課題を深く検討し、教訓を明らかにする作業を行うべきであったのであります。入札制度改革を調査する８月３日の総務委員会において、市は、市外業者を対象に今回入札の再公告を行ったことを明らかにいたしました。スケジュールの決まっている工事ですから、不調の原因になった総合評価方式は見送り、これまでのやり方で市内業者を対象に一般競争入札を行うことが当然ではないかと私は反対したのは当然ではないでしょうか。市はこの総合評価方式を試行と言いながら、今後、建築、土木からさらにほかの分野への契約へ、契約金額も引き下げていくことを既に明らかにしています。このままでは市の発注工事を初め、各分野の契約の多くがこの総合評価方式にのみこまれ、強い者はさらに強く、弱い者はさらに弱く、そして強い者に従わされ、衰滅していくことになり、品質の確保、地元雇用を初め、重大な事態に陥りかねません。市が、総合評価方式が地場業者の育成につながるというのは詭弁であります。こういう居直りを許しておいて、本当に地元の業者を育成することができるのか、怒りをもって指摘をしたいと思います。市が立岩交流センターの建設をスムーズに進めようとすれば、当初からこれまでどおりの一般競争入札を行い、地元業者と契約をする選択肢を選ぶことができたはずです。それにもかかわらず、あえて総合評価方式を導入して混乱を持ち込んだ責任は市にあります。よって、今回の契約議案には賛成できません。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第７４号　飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、　　　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８８号　契約の締結（立岩交流センター建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「請願第１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

　暫時休憩いたします。

午前１０時５７分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。

経済建設委員長の報告を求めます。２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　経済建設委員会に付託を受けました議案５件、及び認定議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７５号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」、「議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」、「議案第７９号　指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)」、「議案第８０号　市道路線の廃止」、及び「議案第８１号　市道路線の認定」、以上５件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１３号　平成２９年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第１４号　平成２９年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第１５号　平成２９年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、及び「認定第１６号　平成２９年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上４件については、一括議題とし、それぞれ執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第７９号」、「認定第１３号」及び「認定第１６号」に反対し、討論を行います。

まず、「指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」についてであります。この新産業創出支援センターは、１９９０年代初め、ＩＴ複合不況が進行した時期に、国の補助を受けず、市民の税金と借金だけで莫大な財政出動をしたが、既に構想が破綻して久しい幸袋地区内にある飯塚市リサーチパーク内にあります。この敷地はもともと売却が目的で、その利益を事業費に充てるものでしたが、この施設をつくるに当たり、土地を売れば入る利益を放棄した上に、巨額を投じて建設したもので、飯塚リサーチパークの当初の構想にはなかったものが、どういう理由によるものか、急な方針転換によってつくられたものであります。この新産業創出支援センターをつくるには５億４千万円かかっています。売れなかったために失った土地の売却益は約２億円であります。この施設を２００３年、平成１５年４月の開設から株式会社麻生情報システムは、貸付対象面積の４１％をずっと、１平米当たり千円の格安料金で借り続けています。既に１６年にもなり、市の支援を受ける立場にあるか、その資格が問われて当然であります。

指定管理者に選定する福岡ソフトウェアセンターは、資本金１０億４７００万円、（独）情報処理推進機構、福岡県、飯塚市、民間では４００株、２千万円の株式会社麻生が主な株主です。指定管理者に応募したのはこのソフトウェアセンターだけですが、そもそも資本金１０億円を超える会社と地元の資本の小さな会社が適正な競争ができるとは考えられません。福岡ソフトウェアセンターの役員体制は取締役会長に小川　洋福岡県知事、取締役副会長に片峯　誠飯塚市長、代表取締役社長は瀧中秀敏、代表取締役専務が高倉　孝と紹介されています。県知事と飯塚市長には代表権がありません。今回、指定管理者の公募には、この会社はなぜか社長ではなく、専務が、代表取締役高倉　孝ということで応募しています。代表取締役社長の瀧中秀敏さんは、実はこの新産業創出支援センターの大半を１平米当たり千円と格安の家賃で、オープンから１６年にわたって使い続けている唯一の入居者である株式会社麻生情報システムの代表取締役社長でもあります。市の施設の管理に当たり、この麻生グループの会社の社長が代表取締役社長を務める福岡ソフトウェアセンターを指定管理者とし、しかも、その業務の全てを下請に出し、自分は仕事はしないという、麻生グループ勢力が突出した構図になります。この下請のうち、施設内清掃業務は、福岡ソフトウェアセンター株主の株式会社トキワビル商会が行っているわけですが、この会社はなぜか指定管理者の公募に応募しないのであります。管理業務の全てを再委託しているということは、既に指定管理制度にはなじまないと考えられ、今回、議案には反対であります。

次に、「平成２９年度飯塚市水道事業会計決算の認定」についてです。浄水施設運転管理と料金収集業務の一括民間委託の業者、株式会社データベース、本社北海道札幌市が浄水の過程で薬品を過剰投入した事故、労働者が薬品を浴びた事故が一切公表されなかったことがありました。安全管理のあり方、業者選定のあり方、そもそも浄水施設の運転管理という極めて公共性の高い業務を、利潤追求を第一とする民間業者に一括民間委託することは不適切であります。特に、現在、地震を初めさまざまな災害に備えることが求められており、市が全面的に公的な責任を果たす体制確立が求められます。安全確保にかかわること、業者選定にかかわること、そもそも浄水施設の運転管理の一括民間委託が水道事業にふさわしくないことから、今回、決算認定に同意できません。

次に、「平成２９年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」についてです。飯塚市立病院は平成１５年、国が筑豊労災病院の廃止を打ち出したのに対して、国が責任を持って存続することを求め、地域住民が立ち上がり、当初本市も国に責任を求めた経過があります。国の強引なやり方に対して存続を模索する中で、公立病院経営の実績も知識もない飯塚市が市立病院として設立し、地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としています。施設改修には巨額の財政出動も伴っています。市立病院といいながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が、適切な情報が得られない事態もあります。市条例に定める病院運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など必要な分野の代表の参加が排除されたままであります。そもそも、筑豊労災病院の設立の経過からしても、国が将来にわたって責任を持って経営するべきものであり、市立病院事業会計決算の認定には同意できません。

以上で、討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第７５号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」、及び「議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第７９号　指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８０号　市道路線の廃止」、及び「議案第８１号　市道路線の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

次に、「認定第１３号　平成２９年度飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第１４号　平成２９年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、及び「認定第１５号　平成２９年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

次に、「認定第１６号　平成２９年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

平成２９年度決算特別委員会に付託していました「認定第１号」から「認定第１２号」までの１２件を一括議題といたします。

平成２９年度決算特別委員長の報告を求めます。１６番　吉田健一議員。

○１６番（吉田健一）

　本特別委員会に付託を受けました認定議案１２件について、審査した結果を報告いたします。

　それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　平成２９年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務費、一般管理費、第２次行財政改革前期実施計画について、進捗状況はどうなっているのかということについては、第２次行財政改革大綱に掲げる３つの項目のうち、「財政調整基金の積立残高を６４億円以上とすること」、及び「公債費を７０億円以内で推移させること」の２つの目標は、現時点で達成しており、「単年度収支の黒字化」の目標は、年度ごとの達成状況は異なるが、今後も目標達成に向けて取り組んでいく。また、実施計画に定める５８の推進項目中、５１項目に取り組んだ結果、目標とする平成３０年度までの行財政効果額３０億１４００万円に対し、平成２９年度までの実績額は３５億１５８６万５千円となっているという答弁であります。

この答弁を受け、平成３０年度の財政見通しでは、将来的には、基金の取り崩しにより収支バランスを図る財政運営が予測される。市民サービスを低下させることのないよう、長期的な視点から、効率的かつ効果的な行財政改革を進めてほしいとの指摘がなされました。

次に、総務費、文書広報費、広報発行事業による目標達成度等について、市ホームページの市報閲覧数が目標未達成だが、どのような対策を実施しているのかということについては、毎月、市報発行後にＳＮＳ上で市ホームページ上の市報へのリンクを掲載するとともに、スマートフォンアプリや電子書籍にて市報を配信し、多くの方に情報が伝わるよう努めている。今後はホームページ等での市報掲載とあわせ、より見やすい市報を作成していきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、市報を幅広く市民に見てもらうためには、広報紙作成等に精通した職員配置や社会人経験枠を活用した職員の採用を行うべきとの指摘がなされました。

次に、総務費、企画費、ふるさと納税を活用した経済活性化等について、前年度に比べて寄附額が３倍にふえた要因はなにか。また、今後の事業方針をどのように考えているのかということについては、返礼品の拡充及びインターネットでの寄附申込みサイトを充実させたことが、最大の要因であると考えている。本事業により、返礼品の商品流通増加や雇用創出等の地域活性化につながるものと考えられることから、今後も地域事業者と連携を図りつつ、活気あるまちづくりの推進を図っていきたいという答弁であります。

次に、総務費、人権同和推進費、人権啓発センター及び同和会館管理事業の成果と課題等について、管理運営委託業者が同施設の執務室を使用して業務を行っているのはどのような理由によるものなのかということについては、仕様書において、委託業務の実施に伴い施設内の机や椅子を使用できると定めており、週に１回から２回程度、業務遂行の範囲内で、執務室で作業等を行っているという答弁であります。

この答弁を受けて、委託業者が施設内のどの部屋でも利用できる仕様内容は、個人情報保護の観点から不適切であり、直ちに改善すべきであるとの指摘がなされました。

次に、総務費、本庁舎建設費、新庁舎建設事業における駐車場の整備について、設計の内容や費用は適切であったのかということについては、障がい者駐車場の整備では、庁舎建設における基本コンセプトの１つである「災害に強い庁舎」とするため、屋根を鉄筋コンクリート、柱を鉄骨造とする構造で、庁舎本体と同程度の耐久性を有する設計としている。また、第３駐車場有料化に係る整備工事では、公共建築工事積算基準に基づく設計を行い、９者による指名競争入札により業者を決定していることから、設計及び費用は適正であると考えているという答弁であります。

次に、民生費、障がい者福祉費、意思疎通支援者派遣手数料及び手話奉仕員養成講座委託料について、それぞれの事業における課題は何かということについては、手話通訳を行う意思疎通支援者や講師の高齢化が進んでおり、事業を継続していくための後継者育成が課題であると考えているという答弁であります。

次に、民生費、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策について、修学資金貸付事業により市内保育所への就職を選択した方は何名いるのかということについては、平成２９年度の利用者１０名のうち、５名が卒業し、全てが市内の私立保育所に就職しているという答弁であります。

次に、衛生費、健康づくり推進費、健幸プラザ運動指導事業における利用者ニーズ対応のための時間延長について、健幸プラザ内のトレーニング室の閉館時間は１９時だが、市が管理する他のトレーニング施設と同様に、閉館時間を２１時または２２時までとしてはどうかということについては、平成２６年度に実施した利用意向アンケートや商店街の閉店時間を考慮して閉館時間を設定している。隣接する駐車場がないことや安全確保の観点及び閉館時間前の時間帯の利用者が極めて少ないことから、これまで延長は行っていないが、時間延長により中心市街地への新たな集客等が見込まれると考えられることから、期間を限定して時間を延長し、その効果を見るなどの方策を検討していきたいという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、女性農業者の活躍促進事業の成果と課題について、大量調理が可能となる機器や、調理された食品を急速に冷却・冷凍できる機器の導入に対して、補助金９４万５千円を交付したとのことだが、その効果をどのように考えているのかということについては、導入前は生産した農産物の大量加工ができず、自家直売所で販売可能な数量を加工製造していたものが、導入後は安定生産・長期保存が可能となったことで販売量の増加が見込まれ、また、新たな加工品等の商品展開、販路の拡大等が可能となることから、農業者の収益確保と経営の安定化にもつながっていると考えるという答弁であります。

次に、商工費、観光費、観光客等誘客事業委託について、事業実施によりどのような成果があったのかということについては、韓国、台湾の旅行会社への営業活動により、平成２８年度に１件、２９年度に５件の市内観光施設や商店街を周遊する観光ルートの開発を行っており、２年間で１万６９０人の観光客が本市を訪れている。今後は飯塚観光協会が主体となって事業を引き継ぐ予定であり、２年間で蓄積したノウハウを生かした、さらなる営業活動の実施、充実を図っていくという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、マイホーム取得奨励補助事業の制度設計について、本事業は補助金外部審査の対象となっているが、その結果はどのような内容であったのかということについては、審査委員７名のうち４名から、事業の必要性、効果性及び継続性は「低い」との意見が出されているという答弁であります。

この答弁を受け、アンケート結果においても、制度利用者の約９０％が「本制度がなくても市内に住宅を取得した」と回答しているように、定住促進の動機づけにはつながっていないものと考えられる。周知方法の見直しや対象世帯を限定して補助金額を増加するなどにより制度を拡充していくのか、または廃止とするのか、十分に検討すべきであるとの指摘がなされました。

次に、教育費、教育振興費、多層指導モデル推進事業研修会講師謝礼金について、事業の成果等をどのように考えているのかということについては、ＭＩＭコーディネーターである本市の教員等を講師として、年３回の指導者研修会を実施しており、指導者や管理職の知識を深め、指導力の向上に努めている。本事業は、学力向上の取り組みの一つとして非常に有効であり、効果も明らかになってきていることから、今後も市内全小学校において計画的、組織的に推進していきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、管理職のＭＩＭ指導者研修会への参加率の増加や、事業を推進するアドバイザー等の育成に取り組み、さらなる事業拡大等を図ってほしいとの提言がなされました。

次に、歳入、財産収入について、基金運用収入のうち、運用額に対する預金収入額及び債券収入額の割合はそれぞれ０．２３％、１．２６％であり、債券のほうが収益性に優れているが、他の公的団体で見られるような株式等による運用方法は検討しないのかということについては、元本が保証される方法による運用を基本的な方針としていることから、確実性を踏まえて国債による運用を行っており、当分は現行の方法により運用していくという答弁であります。

この答弁を受けて、今後の財政見通しは非常に厳しい状況であることから、自主財源の確保に向けた手だてを考えていくとともに、先進的な事例等を調査研究していくべきであるとの指摘がなされました。

このほか、審査の過程において、公用車安全運転管理事業における事故防止策について、コミュニティバスの利用拡充について、自転車駐車場管理運営事業委託の見直しについて、自治会加入率の向上について、保育所の運営について、児童虐待への対応について、農産加工品ブランド化推進事業の拡充について、旧地域改善対策住宅の管理について、防災及び災害対策関連事業等について、多岐にわたって指摘なり提言がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、住民の暮らし応援、無駄遣いはないか、市政運営における不透明感はないか、さらに防災・浸水対策への財政出動が適切であったかどうかについて指摘するところがあり、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した後、委員の中から、高過ぎる保険税を市民に押しつけていることなどの理由から、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　平成２９年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した後、委員の中から、高過ぎる保険料に加え、自己負担の増大によって高齢者が苦しんでいるため、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した後、委員の中から、高過ぎる保険料を押しつけ、滞納した高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は、到底認めがたく、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した後、委員の中から、公営競技に民間への一括委託はなじまないため、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第７号　平成２９年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第８号　平成２９年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び、「認定第９号　平成２９年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上３件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　平成２９年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した後、委員の中から、市民に多大な負担を押しつけて造成した鯰田工業団地に関する事業費があるため、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１１号　平成２９年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び、「認定第１２号　平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　平成２９年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私は、ただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第１号」ないし「第４号」、「第６号」及び「第１０号」について意見を述べ、反対の立場から討論を行います。

まず、「平成２９年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」です。平成２９年度は、地方自治体の本旨が住民福祉の増進を図ることにあることを明記した第２次総合計画の第１年度であり、その予算編成の時期の財政状況は、平成２６年度までの６年連続黒字、住民福祉と市職員を犠牲にした第二次行財政改革のもと、右肩上がりの流れの中、年度末見込みで財政調整基金約７５億３千万円、減債基金約６６億８千万円、合わせて約１４２億１千万円。合併の年の非常事態宣言を出したときの６０億円の約２．４倍であります。過去最高に膨れ上がった財源もあり、住民の切実な願いに応えた福祉の増進のための財政出動は十分に可能な状況でした。例年より早め、９月定例会の中で行うこの決算審査のポイントの１つは、そもそも平成２９年度当初予算の予算編成とその後の補正が、そして予算執行が、住民の願い、福祉の増進を図るという立場に沿ったものか、この点で平成２９年度決算を見つめ、教訓を明らかにして次年度予算編成に反映させることでありました。

私が今回、この決算を認めがたい理由の第１の理由は、地方自治の本旨である住民福祉の増進を図るという点において、不十分さや逆行があるからであります。重過ぎる住民負担を改善せず、高過ぎる国民健康保険税、保育料、介護保険料、ごみ袋代を漫然と押しつけ、子育て、介護、生活の重要な部分において、飯塚市民として当然享受すべき、平穏で幸福な暮らしを脅かされています。とりわけ市がその気になれば、保育士の確保ができ、すぐにも打開できる公立保育所設置による保育所待機児の解消、まずは合併前の路線を回復するなどコミュニティバスは一部の改善の努力が見られるとはいえ、住民本位の抜本改善には効果のある財政出動が行われていません。学校教室のクーラー設置計画の決断がおくれて、この夏の命にもかかわる危険な暑さの中に子どもを過ごさせることになりました。市役所と教育委員会、学校関係者、子どもの保護者、地域の皆さんが求めた箇所への信号機の設置もなく、新しい通学路の安全確保のための歩道整備が遅々として進まないなど、ベストな安全対策もできないでいる穂波東校、鎮西校の実態は、子どもの安全より市役所や市教育委員会の都合を優先させたものと言わざるを得ません。

特に、災害対策については、浸水対策、土砂災害対策、被災者支援、市役所の防災に関する体制などの整備が今日の災害発生の傾向から見て極めて不十分であることも、この間の熊本地震、朝倉地域豪雨に続く西日本豪雨で明らかになりました。平成２９年度までの市の防災対策、浸水対策は今回、西日本豪雨によって試されることに、残念ながらなりました。決算特別委員会での総括質疑で、私は次の質問を行いました。７月６日、１３時から遠賀川水位が急速に上昇し、２時間後の１５時ころには避難判断水位４．７０メートルを超え、ほぼ１時間後の１６時１５分に氾濫危険水位５．４０メートルを超え、市長は同時刻に避難を促すアナウンスを防災無線で行い、１７時４１分に庄司川排水機場ポンプ１号機と２号機が運転を再開していましたけれども、遠賀川事務所長の大野所長から片峯市長に電話があり、排水機場のポンプをとめるかどうかの判断をしてもらいたいという連絡があったと、片峯市長から聞いたと。４分後、１７時４５分に片峯市長が再び避難を促すメッセージを防災無線でアナウンスしました。その７分後、１７時５２分ですけども、２号機が運転停止しました。遠賀川河川事務所によれば、この間、１８時から１９時１０分の間に計画洪水位を超えています。この間に庄司川、柳橋地区では遅くとも１６時３０分ころには河川の逆流が確認されましたが、このときポンプは２台ともとまっていたわけであります。１７時３０分と１８時ごろの２回、庄司川の水門が開いていて、水が流れ込んでいるのを目撃したという証言もあります。これらの事実を含めて、異常気象の特徴、ハードの浸水対策、ソフトの防災対策の３つの視点から、今回の柳橋地区の異常浸水を分析していくことが必要だと思われます。

私は市長に対して２つの質問をしました。市長は排水機場のポンプをとめる権限まで委ねられているのかどうかということ。２つは、遠賀川河川事務所長から何と言われたのか正確にしてもらいたいということであります。これに対して、片峯市長は次のように答弁しました。７月６日、１７時４１分に遠賀川河川事務所の所長から私のほうに直接、電話連絡がありました。内容といたしましては、遠賀川の水位が計画洪水位に達しており、これ以上水位が上昇すると危険な状態になり、堤防が決壊する恐れもある。そういう状況の中で、排水機場を停止するという判断を行う場合があるので、それは御承知おきいただきたい。また、停止という判断を行うときには再度連絡をして協議をしますというようなものでございました。幸いにもそのような状態の一歩手前で雨が小康状態になりました。尋ねられてはおりませんが、それぞれの、国の、つまり河川事務所の役割、そして市の役割、同様の状況になったときにどう対応すべきかということを、河川の形状、降雨量、そしてポンプの位置、排水機量等々を分析して、事前に今後きちんとマニュアル化していく。それも必要なことだと考えているところでございますという答弁でした。ここで問題は、遠賀川に配置されている、国あるいは市の排水機場のポンプを、遠賀川河川事務所の所長がとめる権限を持っているのかどうかということであります。とりわけ国が設置した排水機場、この地域で８つありますけども、それをとめる権限を国は持っているのか、いないのか。市長は委ねられているのか、いないのか。そこのところが判然としないわけであります。地域の方が、遠賀川河川事務所長に会って、ポンプをとめたのかというふうに問うと、所長は、マニュアルがないのでとめることはないとはっきり言ったそうです。そうしますと、片峯市長に大野所長が言った内容とは矛盾が生じるんです。こうしたことも今回の排水機場の管理・運営について、改善を今後図っていくということともかかわりがあるというふうに思います。

第２は、住民福祉の増進を図るという視点から、最少の費用で最大の効果を求める財政運営の原則が市役所の幹部の漫然とした無責任な行為によって、繰り返し踏み破られていることが続いているという点においてです。また、無駄遣いと損害の横行もあります。旧庁舎を解体し、まだ新しく立派な穂波庁舎と筑穂庁舎との連携を強め、旧庁舎を大規模改修などすれば半額で済むと市がみずから試算したのに、利払いを含めれば１１５億円もかけた新庁舎建設の強行、さらに、４千万円をかけた第３駐車場の有料化、改修すれば１５億円と試算したのに、４６億円もの財政出動を行い、新体育館をつくろうとしていること。さらに、刑事告訴を放棄したためにいまだに民事裁判が終結せず、未払い賃料を含めて、損害賠償が完了していない株式会社嘉飯山砂利建設による市有地不法占拠事件、枚挙にいとまがないのであります。

第３は、極めて不透明な市政運営の広がりの発覚においてであります。学校、空調設備の選択、水道事業において浄水施設運転管理を一括委託する業者選考など重要な課題が迫る中で、前市長と前副市長のかけマージャン事件の真相究明ができないまま、もやもや感が漂っている中で、副市長が現職部長を連れて市議会議員、関係業者と一泊旅行を行い、当初、市長が無責任な発言を行うなど、暗雲が垂れ込みました。こうした中で市長が議会に提出した資産公開条例の改正は、対象を副市長、教育長、企業管理者に広げようとしただけで、２０１５年８月の政治倫理審査会の意見書に基づく強化はなされませんでした。こうした中で、先に無駄遣いと損害の実態として紹介した出来事を始めとして、今日まで続いている飯塚市政をめぐる不透明感は極めて尋常なものでありません。

とりわけ部落解放同盟及びその一部幹部を特別扱いしている事例を昨年から５つの点を指摘していますが、部落解放同盟との協議が進まないなどの理由で改善が進んでいません。第１は、同和推進団体と市が呼んでいる部落解放同盟と全日本同和会に対する補助金の問題です。第２は、市営住宅に対する部落解放同盟の支配と市の特別扱いであります。第３は、かつて同和対策事業を行ったことのある地域が明らかとなる同和対策施設条例を今なお、市が維持している問題です。４点目は人権啓発事業という名による部落解放同盟の方針に基づく事業であります。５点目は、解放子ども会を市が要綱で規定し、市が事業実施主体になっている問題であります。市職員の多くの皆さんが、昼夜を分かたず、またより劣悪な労働条件の中で臨時職員の皆さんがそれに劣らぬ誠実さで、住民福祉の向上のために仕事をされていることは、決算審査の中からも見ることができました。保育士のみならず、市役所の労働現場に正規職員としての適切な採用が急務になっていると思います。最高幹部クラスの職員は政治家や業界、特定の勢力とのなれ合いから脱却して、憲法第１５条の「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、この規定を深く胸に刻むべきです。

市長は市政運営の基本とする背私向公という言葉は、これ臣の道なりと続いて一文となっており、君主に使える臣下の態度を示すものであり、日本国憲法の立場とは相容れないことは明らかであり、重ねて撤回することを求めるものです。市長は来年度、平成３１年度予算編成に当たり、平成２９年度決算と市政運営の教訓を活かし、これまでの延長線上ではない、住民福祉の増進を図ることに邁進する視点を貫くことが求められていると思います。特に意見を述べておきたいと思います。

次に、「平成２９年度飯塚市国民健康保険会計歳入歳出決算の認定」についてであります。反対の理由の第１は、高過ぎる国民健康保険税の改善の意思が見られないこと、それから２点目は、そのために滞納した所帯に対して１年間通用する正規保険証を渡さない。極めて冷たい運営がされていることであります。ここでつけ加えて言わなければならない重大なことは、資格証明書の発行、つまり保険証の取り上げは国が特別な事情にある方については、子どもやお年寄り、病気しがちな方、また、慢性の病気にかかっている方については行うべきではないとしているにもかかわらず、飯塚市の場合は、相手の方がどういう状況にあるかわからない、つかもうともしない状況の中で保険証を取り上げていくシステムになっていることであります。冷たい国保行政の改善を厳しく求めるものであります。

次に、「平成２９年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。第１は、介護保険料が高過ぎて軽減のための本格的な努力がなされてないこと、第２は、介護保険料の滞納理由にしてペナルティーが利用料３割になる場合があることであります。過去に滞納したからといって利用料３割というようになれば、本当に必要な介護が、負担が大きいために受けられないということになりかねません。要支援に該当する人のデイサービス、ホームヘルプサービスを介護保険から切り離して新事業に移行するのは、保険あって介護なしをつくることになりかねません。また介護認定の軽度化を押しつけるやり方は認められません。

次は、「平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。反対の理由の第１は高齢の皆さんにとって保険料は高く、その軽減の本格的な努力がなされていないことです。２点目は、この高齢者から滞納を理由に正規保険証取り上げ短期保険証を押しつけ続けていることであります。高齢者から正規保険証を取り上げという行為が、一体どういう意味を持つのか、考えてみていただきたいと思います。

次に、「平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。本市は累積赤字対応ということで、包括的民間委託制度を導入し、現在、日本トーターに委託をしています。私はそもそも、公営競技と一括民間委託は両立しないと考えます。市が事業に対して無責任になったために発生した再委託をめぐる事故を見ても明らかです。公営競技と言いながら、本市の緊張感を欠いた無責任な状態の根底には日本トーターに対する包括的な民間委託があります。

次に、「平成２９年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。三菱マテリアルから実質無償譲渡ということで受け取ったボタ山跡地を、２０億円以上もかけて整備し、当初目標の自動車関連工場を誘致するのに失敗した鯰田工業団地はその地盤が不安定で軟弱なために、大規模な地盤改良をしましたが、鉱害の発生について三菱マテリアルにかわって飯塚市が責任を持つという一方的な土地売買契約書があり、市民の肩に将来の負担を載せており、これにかかわる決算は認めることはできません。

最後に、今回、特別委員会における決算審査の１１人の議員の総持ち時間は５５０分でした。質問の残時間は３１１分、つまり５６％を使い残したことになります。一般会計決算だけでも６４７億円規模です。詳細な審査を役割とする決算特別委員会は、３日間が会期として予定されたのに、２日間で終了したのをスムーズに運営ができたと言っていて、市民の信頼に応えられるのか。私は昨年から質問時間を５０分の持ち時間制にすることが反対していますが、今回の質問時間の５６％の使い残しの発生は、持ち時間制が決算に対する議会のチェック力を劣化させ、監視機関としての役割が市民から問われかねないというような―――。

○議長（藤浦誠一）

　川上議員に申し上げます。ただいまの発言は、議案に対する討論の範囲を超えておりますので、注意をいたします。

○７番（川上直喜）

　この際、持ち時間制を廃止してこれまでどおりの質問通告制に戻すよう提案します。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「認定第１号　平成２９年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第２号　平成２９年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第３号　平成２９年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第４号　平成２９年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第５号　平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第６号　平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第７号　平成２９年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、

「認定第８号　平成２９年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び「認定第９号　平成２９年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上３件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも認定されました。

次に、「認定第１０号　平成２９年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

次に、「認定第１１号　平成２９年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び「認定第１２号　平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第８６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第８３号」から「議案第８６号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。

平成３０年１２月３１日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第８３号」から「議案第８４号」は、高岡備子氏、鹿毛謙吉氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第８５号」から「議案第８６号」は、宇藤德行氏、安部茂伸氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案４件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第８４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第８５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第８６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第９号」から「議員提出議案第１１号」までの３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　「議員提出議案第９号」、「議員提出議案第１０号」、及び「議員提出議案第１１号」、以上３件について提案理由の説明をいたします。

　本案３件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。

　「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書」案は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び国土交通大臣宛てに、「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」案は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び国家公安委員会委員長宛てに、「水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書」案は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第９号　学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書の提出」、「議員提出議案第１０号　児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第１１号　水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

　次に、「議員提出議案第１２号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　「議員提出議案第１２号　国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」案の提案理由の説明をさせていただきます。

日本国憲法は、昭和２２年５月３日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の３原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは我々国民の誇りとするところでもあり、この３原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの７０年余一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。

このような状況の中、国会でも、平成１９年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法議論が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先につきましては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に提出したいと考えております。以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　９月３日に藤浦誠一飯塚市議会議長宛てに美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会、運営委員長、山本泰藏さんから陳情書が出されました。「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する陳情書」という表題であります。これは、同日受理されて陳情第５７号となったわけです。永末議員が今回、意見書を提出するに至る経過をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　提案者のほうから、こういった旨の国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関して、提出したいということを聞きましたので、その趣旨に賛同しまして、今回提出者となっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　団体の代表及び関係者と直接会って陳情書の意図を聞かれたわけですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　私は聞いておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ということはどういうことですか。永末議員が陳情を受けとめたということなんでしょうけど、説明を聞いたというのは、誰から聞いたんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　この意見書が出されたということを議長のほうから聞きまして、今回、会派として賛同して提案のほうをさせてもらっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今のお話だと、この陳情者の代表とは会っていないということですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　はい、会っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　陳情書の意図をどういうふうに受けとめられたのかなという思いなんですけど。ちなみに、この団体には数々の役員がおられることが、この団体の提出資料でわかります。平成２８年１０月３１日現在と書いてありますけれども、見ておりますと地元の方々も何人かおられます。団体の代表というわけではないけれども、こういう役員の方とか関係の方と会って、陳情の意図は聞いていませんか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　聞いておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今回、議会に上程された意見書案は、見ておりますと陳情書に添付された意見書案によく似ているんですけども、同じ文面なんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　すみません。何と何が同じですか。もう一度お願いします。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　提出された意見書案と陳情に添付された意見書案は、同じ文面なのかお尋ねしているわけです。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　同じでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ちょっと見ていて気がついたのは、一部、違うんですよ。どこが違うかというと「以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。」というふうに書くのか、「します。」と書くのか、のところだけが違うんです。ということは、永末議員は、単に美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会が添付した意見書を右から左に、はい、どうぞというふうに議会に提出したわけではなくて、やっぱり先ほども朗読されましたけども、内容をよく吟味して提案者とは直接会ってないけども、自分が納得して、自分の意見書として賛同者を募り提出したと、確信を持って提出されているということになりますけれども、そういうことでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　確かに私のほうで直接、提案者とはお会いしていませんけれども、こういったいろんな参考文献のほうは見させていただいております。委員会のほうでも述べましたけれども、私は、これに関しましては憲法論議の推進をしっかりと進めてほしいという意見書ではありますけれども、当然にその先には、憲法をこのままは守るのか、それとも必要な部分は変えるのかということは、いずれ、議論として上がってくるのかなと思います。その中において、私としましては、委員会でも述べましたけども、変えるべき部分は変えなくちゃいけないというふうに考えております。その中で、やはり自分自身、地方議員として活動しておりますので、現状の憲法の第８章、地方自治の部分をしっかりと見直して、地域主権型の道州制という形で国の形を大きく変えていく、そういった中で、今まで数々、国会のほうでも議論のほうがあっておりますけども、なかなか進まない現状等もありますので、ぜひそういった部分まで含めて地域主権型の道州制を入れる形で、地方に権限をしっかり持ってきて地方を活性化する。そういったことをぜひ憲法のほうでも議論してほしいというふうな思いを持って今回、この意見書の提案者になりました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　永末議員が自分の憲法に対する思いを語られたんですけど、これは陳情者と全く考え方が違いますね。やはり陳情者に直接、会って意図を聞いてないからそういうことになるじゃないですか。この美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会というのは、設立大会は２０１５年１１月１日に福岡市にあるソラリア西鉄ホテルで行われたんです。この会場が１時間２６万４千円の貸し料ということだそうです。参加費は千円と。主宰は準備会となっていますけども、その案内をしたのは日本会議福岡です。これは、みずからがフェイスブックで公開しているんです。この資料にも書いてありますけれども、憲法改正実現する１千万人ネットワークと書いています。憲法改正賛同者拡大、１千万人、福岡３１万人と書いていますね。この団体には、資料によりますけど共同代表が２人いて、１人は松尾新吾さんという方なんです。日本会議福岡の会長さん―――。

○議長（藤浦誠一）

　川上議員。質疑をしてください。今、意見を言われていますので、それは討論のほうでお願いします。質疑をお願いします。

○７番（川上直喜）

　もう１人の方は、藏内勇夫さんという方で、福岡県議会議員で自由民主党福岡県支部連合会の会長です。副代表は４人おられるんですけど、特別顧問に麻生太郎衆議院議員ということになっています。麻生太郎衆議院議員は、２０１３年夏に憲法改正について重大な発言していることを御存じだと思います。「ナチスの手口に学んではどうかね」という発言です。麻生派は最近も、来年の参議院選挙の前に、憲法改正の国民投票をやることを打ち明けたとの報道もあります。そこで、丸写しの鵜呑みにした意見書案を永末議員が出したわけですけれども、この団体について、少し勉強されていると思います。団体において、麻生太郎特別顧問というのはどういう役割を果たすんですか。聞いたことがありますか。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

　永末議員が提出されたものについての質疑をお願いします。意見が随分と入っていますので、それは討論のほうでお願いをしたいと思います。今の質疑については取り消してください。（発言する者あり）質問を続けていただいて結構です。質問の方向を変えてください。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　意見書案をその団体からもらったものを「です」、「ます」だけを変えて、丸写し、そのまま出して、本会議場で堂々と読み上げたわけですよ。だから、この団体のことを会ってはないけれども、どういう団体であるくらいは知っておかないと、市議会議員としての責務が負えないでしょう。だから聞いているんですよ。それでは、代表者に会っていない、地元の役員も会っていない。そしたら目の前にいる役員には会ったのかということを聞きます。推進員の欄には、飯塚市議会議員で５名、この会の役員がおられますね。森山元昭飯塚市議会議員、藤浦誠一飯塚市議会議員、鯉川信二飯塚市議会議員、松延隆俊飯塚市議会議員、吉田健一飯塚市議会議員のお名前が記載されています。これは、私がわざわざ調べたわけではないんですよ。この県民の会が皆さんにもお渡ししている資料ですよ。目の前におられる役員の皆さんに永末議員は陳情の意図をお聞きになりませんでしたか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午後　０時２７分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　先ほどの質問に対して、回答いたします。同僚議員でもありますので、通常、議会のほうで顔をあわせることはありますけれども、この意見書について話したということはございません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員に申しあげます。会議規則第５１条の３項の規定により議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないとしておりますので、意見は討論においてなされ、質疑をしていただくようにお願いいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それでは事実を述べて、その事実について質問するということにします。この美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会は、ことしの５月３日に憲法フォーラムというのを開いたのです。その看板には、「憲法に自衛隊を明記」と書いています。縦の懸垂幕には、「憲法改正の国会発議、国民投票を実施し、憲法改正の実現を」とそういうスローガンを書いています。ここに、自民党総裁の肩書で、安倍晋三首相がビデオメッセージの中で、昨年の提言、自衛隊の明記をきっかけにこの１年間で改憲論議が活性化して具体化したと、今こそ自衛隊違憲論戦の終止符を打とうと述べたと紹介がありました。

また、美しい日本の憲法をつくる国民の会の共同代表の一人、櫻井よしこ共同代表もビデオメッセージを寄せて、こういうことを言っているんですよ。改憲の好機が初めて訪れた。国際情勢の危機が増している。日本は日本国が守らなければならない。憲法第９条２項を削除せず、自衛隊を明記するだけでは何も変わらないというのは正論だが、それでは国際情勢の変化に対応するには間に合わない。自国を守る気概を見せるためには、１ミリでも動かす必要がある。正論だけでは護憲派と同じで、日本侵略をねらう中国を喜ばせるだけ。本格的な改憲は、次世代に任せ、まずは変化のスタートを切るべきと述べた紹介があるんですけれども、この辺がこの団体の本音ですよ。永末議員は、この本音をお聞きになってない。そして意見書案を見られた。そのまま出された。この美しい日本のという団体の本音とこの意見書案のギャップ大きいでしょう。このギャップの大きさについて永末議員は、どのようにお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　あくまで、この意見書のきっかけを提案者のほうからいただいたというふうに考えています。あくまで私としては、こちらに書いている意見書のとおり、この意見書については、憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求めるための意見書として出しておりますので、個別の憲法改正の条項がどうだ、こうだというところは、今回の意見書とは、そぐわないものというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ということは私が指摘した美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会の基本的な目的はそこにあると。改憲と憲法第９条第２項を削除せず、自衛隊を明記するということであるということを永末議員は承知だということをおっしゃったんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　すみません。憲法の改正に関しては、いろんな議論があると思います。そこそこの団体のお考えがあると思います。ただ私に関しましては、その提案者のこういう提案の趣旨を見せていただきまして、自分としましても先ほど申し上げたように、今のままでは、日本の国の将来というのは危ういというふうに感じます。というのも、地方議員ですので、当然、飯塚市の財政についても再三に財政の問題を取り上げさせてもらっています。それは当然、国の財政とも結びついておりますし、国の財政問題、ＧＤＰに対する累積債務の問題、それと赤字国債を出すことによって、将来世代に先送りしてしまっている問題、そういったことをやはり変えるためには、先ほど申し上げたように、道州制という地方主権という形で、日本という国を新しい方向につくっていく。そういったことがやはり憲法という国の大原則の中でしっかりうたい込まなければ、そういった新しく前に進む、前進させる日本という国をつくることは難しいというふうに考えて、私としましては、その中でも憲法を変えるという部分に関して、そこについて考えが同じでありましたので、提案者の意見書等を参考にさせていただいて、今回、この意見書を提案させてもらっています。あくまで憲法論議を進めましょうということで提案をさせてもらっています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　まず、道州制と憲法改正は何の関係もありません。全く関係がない。そのことを申し上げたいんだけど、永末議員がそれにもかかわらず道州制のために憲法改正を考えたいというのであれば、どうしてあなたが提出する意見書案の中にそのことが書かれないんでしょうか。その一方で、あなたが知っているか知らないかは、まだ明らかにしていないけれども、この団体の当面の第一目標が憲法第９条に第３項を加えて、戦力の不保持、交戦権の否定を規定した前２項を死文化するところがあるという、そういうものが提出した意見書の案文を、なぜあなたが道州制だというのに、丸ごと採用して、しかも飯塚市議会の各議員に示すのか。それは大変失礼なことだと思うけど、どうお考えですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　特に問題があるとは考えていません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　永末議員は、この団体が当面の第一目標が憲法第９条第３項、戦力としての自衛隊を明記するという、これが第一目標だということについて、お認めになりますか、なりませんか。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　繰り返しになりますけども、あくまで憲法論議を推進してください、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求めるための意見書であります。そういった憲法の個別、具体的な論議に関しては、これから先の部分で国民の中で審議されてくるものだと思っていますので、今回の意見書に関しましては、あくまで繰り返しになりますけども、憲法論議の推進を求めるための意見書というふうに理解して出しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ここは、この団体の工夫があったところなんですよ。いきなり国民の中に憲法第９条第３項をつけ加えて戦力としての自衛隊を入れてくださいという、そういう意見書を飯塚市議会に出すわけいかないでしょう。だから、自分はそのようなことを本当は第一目標にしているんだけど、飯塚市議会や嘉麻市議会や直方市議会、その他のところにはそういうことを書かない。こういう団体だということですよ。そういう団体の意見書を、その団体がどういう団体であるかも目的も何もわからないずく、なぜ鵜呑みにするのでしょうか。そして鵜呑みにするに当たっては、いや僕は道州制だからとか、憲法改正と何も関係がないようなことを言っているわけです。

それで意見書案のそのものについて、お尋ねしたいんだけれど、この意見書案を見ますと、４つの構成がありますね。最初の４行で国民主権、平和主義、基本的人権の尊重。この３原則が現憲法の根幹をなすものであって今後も堅持されなければならないというふうに言っているんですけど、これは何でですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　先ほどから申し上げていますけども、憲法を変えるということに対して私は必要性があると考えていますけども、あくまで国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という３原則は、その制度の趣旨といいますか、そこの根底に流れる理念、そういった部分に関してはしっかりと守られていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、こういった部分で文書としてしたためさせてもらっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　あなたが、したためたんじゃないんでしょう。この美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会の案文をそのまま持ってきたわけでしょ、あなたがしたためたんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　私がしたためたと言いますか、こういった意見書を参考にして同じような部分で考えましたので、そういった部分で提出をさせてもらっています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　こういうのを丸のみにした、丸写しにしたということでしょう。全面的に受け入れたということでしょう。受け入れたんだったら、この３原則がなぜ重要だというふうに理解しているということでしょう。我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。どういうことがあるんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　当然、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、今の日本を形づくる上で欠かすことのできない部分だというふうに考えておりますので、この部分を入れたものを提出させてもらっています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私はこの３原則が立憲主義、憲法が権力を持つものに対して、その乱用を戒めるという立憲主義の立場がリンクして、初めてこの３原則というのは、力を持つんじゃないかと思うんです。我が国の発展に重要な役割を果たしてきたということの、中心点が答えられないのは残念です。それから、次のところは２つのことが一緒になっているんだけれど、現憲法は、今日に至るまでの７０年余一度の改正も行われておらずと、それは事実なんだけども、これはなぜこの文書が入るのですか。７０年余一度の改正も行われておらずはなぜ入るんですかね。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　そういう事実でありますので、そのまま記載しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　要らないでしょう。憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求めるでしょう。変わってないことが何か問題ですか。これは、変えたいという気持ちがこの文書の中にあるわけでしょう。（発言する者あり）ここの２段目のところは、論議をするだけだとか言っているけど、憲法を変えたいと、仕方がないということを自分で吐露しているじゃないんですか、違うんですか、これは。美しい日本が。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　私は、憲法に対するスタンスは先ほどから述べさせてもらっているとおりでございますので、特にこの文言に問題があるとは考えません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　問題があるとかは言ってないですよ。これは憲法改正をしたいということを書いているんじゃないかということを聞いているわけですよ。違うんですか。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますが、会議規則第５１条第３項の規定により議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないとしておりますので、意見は討論のほうでしていただきますようお願いします。憶測で何か言われているような部分が多々あるように感じますので、討論のほうでそういったご意見については、申し述べていただきたいというふうに思います。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　３段落目なんだけど、２と同じなんですよ。ここでも、国会でも平成１９年の国民投票法の成立に伴いということで、それからその２行下に主権者である国民が幅広く議論し、その結果を反映されるべきであるということを書いてあるでしょう。これは憲法を変えたいということを、あなたは、ここで書き込んだではないんですか。丸のみしながら。変えたいんでしょう、ここを。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　憲法を変えたいかどうかという部分に関しては先ほどから私のほうで、どういう考えを持っておるかというふうなお話はさせてもらっているので、ここに関して当然そういった部分まで見据えながらも、新しい国の形、先ほど道州制の部分で憲法にしたためられるのは、余り問題ないというふうな発言がありましたけど、私はそう考えておりません。あくまで国会のほうで、道州制の話があっておりますけれども、やはりあの大きな変革でありますので、なかなか進みにくい部分があっております。ですので私としては、国の根本基準である憲法の中でうたい込むことによって地域主権型道州制、きちんとこの地方に権限を持ってくる、財源を持ってくる。そういった形をつくっていかなければ、日本の国家財政というのが立ち行かなくなるというふうに思っております。そういった部分で、やはりしっかりと新しい国の形をつくっていくという意味で、憲法のほうに記載すべきだと書いておりますし、そういった意味では変えなくちゃいけない部分があると思います。ですので、この意見書のほうに関しましては、そういったことも含めて、国民の中で、市民の中で、しっかりと議論を尽くしていただいて、それに対して賛同される方、賛同されない方、その中で出てくると思いますけども、まずはそういったことを考える、そういった機会を提起するというのは飯塚市議としての役目ではないかというふうに考えています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この意見書は、憲法改正を求める内容が底流にあるということを今認められたんですね。それで、飯塚市議会が国会と衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に憲法改正を底流に含む内容の意見書を出すことができるのかということをお尋ねしたいんですよ。議運のときにもお尋ねいたしましたけど、回答はよくわかりませんでした。あなたが送付を提案しているこの相手方は、御承知のとおり日本国憲法第９９条の規定によって、憲法の尊重擁護義務があるわけですね。天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっているんだけども、我々も負っているわけですよ。尊重し擁護する義務を負っている者同士で、地方自治法の規定によって憲法を変える論議を行えるということになると、これはどういうことなりますか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　ちょっと、質問の意味がよくわからないので再度質問していただいていいですか。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　あなたがここに法改正を底流においている意見書を送ろうとしている相手は、憲法によってその尊重擁護義務があるわけですよね。そこに対して我々も憲法の尊重擁護義務があるでしょう。憲法の尊重擁護義務のある者がある者に対して、変えましょうという意見書を出すことが、まともかどうかについてお尋ねしているわけですよ。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　御存じのとおり、憲法には第９６条で憲法改正の手続のほうが定められております。憲法尊重擁護義務ということですので、憲法そのものを尊重するというふうなことでありますと、当然第９６条についても尊重すべきでございます。その第９６条に従って憲法について自由に議論をするというのは何ら問題ないと思います。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それは、あなたが日本国憲法の第９６条を理解していないからです。国会というのは、国民主権でしょう。この主権者から正当な選挙によって選ばれた者が国会議員になって、国権の最高機関を構成するわけですよ。この国会においてのみ、憲法改正論議もできるわけです。その際は、国会はあらゆる干渉を排除しながら、その権限と責任の名において自主的にやらなければならないわけです。にもかかわらず、あなたは憲法尊重擁護義務がある内閣総理大臣、何でかわからないけれど、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官まで連れてきて、その方に国会論議を活発化させろというふうに言うわけでしょう。彼らは、単にそういう名前の人物にとどまらないわけですよ。大臣に送るわけだから。大臣はその意見書を見たときは自分の行政権限を国会に対して行使しなさいと言われているのと同じなんですよ。そんな意見書を受け取ると思いますか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　平成２９年５月１６日の政府答弁書によりますと、政府見解として憲法改正の原案を国会に提出することについては、憲法上内閣は、憲法第７２条の規定により、議案を国会に提出することが認められているということから可能であると考えているというふうな、政府の見解のほうがあっております。そういう部分を含めますと、その政府見解をもとにしますと、特に問題ではないというふうに考えます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そのことと、今申し上げていることは全く関係がないことです。あなたが第９６条と言うから第９６条と言っているんだけれど、先ほど言ったように、国権の最高機関の権限と責任のことを規定しているんですよ。そこに内閣の助言とかというのは、必要ならば必ず憲法に書き込むんですよ。書いてないでしょう。書いてないということは排除しているんですよ。だから憲法が排除しているものに対して干渉しなさいというような意見書を出すことに、この形式はなっているわけです。だから、あなたが先ほど言った政府答弁書とか関係ないんですよ。そこで、少しかみ合わないのかもしれないけれども、内閣総理大臣安倍晋三殿に、この意見書を提出しようと考えるのはなぜですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　先ほどから申し上げていますけれども、憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求めるための意見書でありますので、そういった意味でご理解いただければと思います。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　内閣総理大臣に、具体的に言うと何を期待しているんですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　先ほども申し上げましたけれども、確かに憲法改正の発議というのは国会になりますけれども、憲法上、内閣による憲法改正議案の提出権というのは、否定されていない、排除されていないというが政府見解ということでありますので、特にそちらのほうに内閣総理大臣が入っておったとしても、私としてはあくまで改正の議論を進めるべきだというふうに考える立場でございますので、特に問題はないと思います。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私の今の質問は、安倍晋三内閣総理大臣に具体的に何を期待しているのかということ聞いたんですよ。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　国民的議論の喚起について求めております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　国民的議論の喚起について、安倍晋三氏は、自由民主党総裁の立場で慎重にやっているじゃないですか。彼も内閣総理大臣の立場ではやらないでしょう。だから、ビデオメッセージで先ほど言ったでしょう、自由民主党総裁の肩書でやるんですよ。あなたは安倍晋三氏さえしないことを安倍晋三氏に内閣総理大臣としての振る舞いとしてさせようということを言っているんですよ。安倍晋三氏を超えているんです。そういうことになりますけど、どう思いますか。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

川上議員、質問はまだどれくらいありますか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後　１時５８分　休憩

午後　２時０１分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

川上議員にお願いします。質問をされて答弁がありますが答弁に対して川上議員のお考えを述べられていますので、それはできるだけ討論のほうに回していただきながら議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　先ほどから言われていますけれど、内閣総理大臣でありますとか、こちらであげています提出先に関しましては、提出できるものと考えて地方自治法にのっとって提出をしております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　余り考えを述べるなということなので後で言いますけど、総務大臣野田聖子殿に出すのはどういう理由ですか。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　出す必要があると思いますので出しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　野田聖子さんに個人的に手紙を出すわけじゃなくて、総務大臣に出すわけだから、行政権限において、ここで言っていることをしてくださいということなるわけですよ。総務大臣に何ができるんですか。テレビコマーシャルを国の税金でやってくれとでも言うわけ。総務大臣に対してはどういう理由ですか。内閣官房長官に対してはどういう理由ですか。ここに出すのは。

（　発言する者あり　）

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　議会事務局にお尋ねいたしますけれど、あなた方は議会運営委員会の中において、この意見書を出すに当たって、宛先について、きちんと議論をしておりますが、これについては、何ら疑義もなかった。そして、今までのあり方の中で、問題があれば指導があったでしょうけど、これは意見書を出すことについて、宛先に問題はないんでしょう。議会運営委員会の中で、司法と立法と行政という三権分立の中にあって、確かに国会が立法府だから、立法府に対してだけ出してくれというような意見があって、議運の中で内閣総理大臣とか、総務大臣とかになっていますけど、それを取り下げてくれとかいう意見もなかったんでしょう。要は、意見書の送付先まで全部、認めた案件でしょう。違いますか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午後　２時０５分　休憩

午後　２時１２分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　法務大臣上川陽子さんや内閣総理大臣には、行政権限の行使を期待しているわけでしょう。この国民的議論の喚起の関係で法務大臣と内閣官房長官にどういう行政権限の行使を期待して送るのか、それをお尋ねしているんですよ。必要があるから送るとか、その必要性を答弁してくださいよ。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　国民的議論の喚起を求めて提出しております。あとはその提出先の行政庁のほうで議論の喚起をしていただけるようなことを期待して提出しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それでは、地方自治法第９９条、今回の意見書提出について飯塚市の公益に関する事件と考えるかということをお聞きしたことがあるんだけれど、憲法の第８章に地方自治が規定されているのであるでしょうということでしたけれども、もう少しわかりやすく言っていただけるといいんですけど。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　公益に関しましては、それぞれで見解があるかと思いますけども、私としましては、委員会でも述べましたように今回、地方自治、地方公共団体という部分の定めが現憲法の第８章のほうに載っております。もし仮に、私が希望するような道州制というふうな形になっていきますと、そこの部分に大きな変更が加わってくる可能性もありますので、そういった意味では公益があると私は思います。あとプラスして、意見書をどう判断されるかというのは議会のほうに判断が委ねられる部分でございます。その意見書に公益があるかどうかというのは、加えて各議員が判断されて賛同されるか、反対されるかというふうな形になっていくものと考えます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ここに、美しい日本の憲法つくる福岡県民の会、同国民の会が一体なる形で、当面の第一目標を憲法第９条に焦点を当てて、第３項に戦力としての自衛隊を明記するというところに置いているということを考えれば、永末議員が憲法の第８章の地方自治にかかわるからというようなことではなくて、公益というよりは、非常に危険なことを―――。

○議長（藤浦誠一）

　川上直喜議員。それも討論で言ってください。質疑されたことに答弁されていますので、その答弁をもとに何か疑義があるならば、それはもう討論のほうでお願いします。質問をしてください。

○７番（川上直喜）

　だから公益というなら、この団体の意見書案を鵜呑みにして、自分はこういうふうに見ましたという形で出すのは、非常に危険だと思うけど、それについて最後答弁をしてください。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　私としては、文書等は一緒であるかもしれませんけれども、全てを鵜呑みにしてということではございません。恐らくその憲法に対する考え方というのも、違いがある部分はあるかもしれませんけれども、あくまで憲法改正の論議を深めるというその趣旨に関しまして、賛同して提案しておりますので、その部分でご理解いただければと思います。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　自民党に三度、安倍晋三総裁が誕生し、自民党の中でも特別な位置を占める改憲派は、一部公明勢力と連合し、改憲案をあすにも国会に出したくて、うずうずしているという状況があります。自民党麻生派は、来年の参議院選挙を待たずに、国民投票を行えと言ったとの報道もあります。安倍晋三総理、麻生太郎副総理と行政の最高責任者の地位にある者と一体に憲法第９条に戦力としての自衛隊を明記することによって、憲法第９条そのものを破壊しようとする野望に対し現在、多くの国民が警戒心を高め、野党と市民の共闘の急速な発展にも期待を寄せています。こういう情勢のもとで、露骨な改憲勢力が幾重にもオブラートに包んで飯塚市議会に持ち込んだのが、この永末雄大議員が提出者となった今回の意見書案であります。

反対する理由の第１は、立憲主義のもとに憲法によって縛られる立場にあり、かつ憲法の尊重擁護義務のある内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官に対して、飯塚市議会が憲法改正論議を進めよと、行政権力の行使を要求することはできないと考えるからであります。

第２は、国会は憲法改正の発議の権限を憲法によって与えられている国権の唯一の最高機関であります。国会は正当に選ばれた国民代表によって構成され、憲法論議にみずからの権限と責任において自主的でなければなりません。飯塚市議会がその国会に憲法改正論議を促進せよと要求し、かつ、内閣の干渉を受け入れよというに等しい意見書の提出をすることは認められません。

第３に、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会の運動が安倍晋三氏という自民党総裁で内閣総理大臣、及び麻生太郎氏という自民党副総裁で副総理が特別顧問などとして深く関与した特定目的のためだと考えられるからであります。

第４に、意見書案の提出を求めた団体が当面の第１の目標を憲法第２章の戦争放棄、第９条第１項、戦争の放棄、第２項、戦力の不保持、交戦権の否定に続いて、新たに第３項をつくり戦力としての自衛隊を明記することを見据えていることは明らかなのに、このような重大な意図を隠した意見書を飯塚市議会は採択するはずはありません。第３項に戦力として自衛隊を明記すれば、これと矛盾する第２項は、改正の意味の原則から死文化させられます。美しい日本の憲法をつくる国民の会、櫻井よしこ共同代表が述べたとされる次の言葉にある狙いが、この団体がつくった意見書案文の行間に盛り込まれていることを、私たち飯塚市議会議員としては見逃すことはできません。すなわち、改憲の好機が初めて訪れた。国際情勢の危機が増している。日本は日本国が守られなければならない。憲法第９条第２項を削除せず、自衛隊を明記するだけでは何も変わらないというのは正論だが、それでは国際情勢の変化に対応するには間に合わない。自国を守る気概を見せるためには１ミリでも動かす必要がある。正論だけでは護憲派と同じで、日本侵略を狙う中国を喜ばせるだけ。本格的な改憲は次世代に任せ、まずは変化のスタートを切るべきだ。ここに彼らの狙いがあることは明らかであります。

そもそも、意見書は冒頭、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の３原則について、今後も堅持されなくてはならないとしておりますが、この団体が当面の目標とする憲法第９条第３項に戦力としての自衛隊を明記することに成功すれば、我が国は戦争をしない国から、戦争ができる国にかわり、みずからが認めた国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は大きく制限され、脅かされ続けることになります。飯塚市議会は、このように憲法３原則を壊しかねない意見書を提出することはできないのであります。

憲法はある日気づいたら、ワイマール憲法がかわってナチス憲法にかわっていたんですよ。誰も気づかないでかわった。あの手口に学んだらどうかね。これは、２０１３年夏、櫻井よしこ氏が理事長の国家基本問題研究所主催のシンポジウムでの麻生太郎副総理財務大臣、美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会の特別顧問の発言であります。議論するだけだからと言いながら提案者は一方で変えるべきところは変えると言っているわけです。立憲主義にもとるこのような意見書を飯塚市議会が出すことついては到底、認めがたく反対であります。以上で、討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１２号　国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出」について原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

拍手は、ご遠慮ください。

「報告第１９号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（中村　章）

　「報告第１９号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の５５ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年６月１３日水曜日、午後２時ごろ、幸袋、緑ヶ丘団地北側に位置する高尾高所配水池付近の土木管理課所管であります道路残地の法面から相手方敷地に覆いかぶさる状態で伸びていた樹木が落下し、相手方敷地内に駐車中の車両左上部及び左後方ドアを損傷させたものでございます。本件、過失の割合は、市側が１００％であり、損害賠償金額は１４万４２４４円となっております。

この樹木につきましては、根本から伐木して対処を行っております。また、施設の点検につきましては、職員への呼びかけ、道路パトロールを行い、危険箇所を発見した場合には、迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。頴田支所経済建設課長。

○頴田支所経済建設課長（田中哲也）

　「報告第２０号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の５７ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年５月１１日、午後１０時ごろ、飯塚市勢田地内の市道宮ノ前橋・浦谷線の一方通行を佐興方面から赤池方面へ前走車の後方を走行していたところ、前走車がアスファルト舗装材を跳ね上げ、相手方の車両に当たったことにより、フロントガラス及びルーフ前方を損傷させたものです。事故によります市の過失割合は１００％であり、相手方車両の損害賠償額は１２万９８１６円となっております。

道路点検、補修につきましては、日ごろより市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。また、補修の際は舗装材の転圧を十分に行い、管理を行ってまいります。なお、事故現場につきましては、補修を完了しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第２１号　継続費精算報告書の報告（平成２９年度飯塚市一般会計）」、「報告第２２号　継続費精算報告書の報告（平成２９年度飯塚市学校給食事業特別会計）」、及び「報告第２３号　平成２９年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上３件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　「報告第２１号」についてご説明いたします。議案書の５９ページをお願いいたします。「継続費精算報告書の報告」につきましては、平成２４年度、平成２６年度、平成２８年度の一般会計予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。内容につきましては、６０ページ、継続費精算報告書をお願いいたします。

２款、総務費のオフィス環境整備支援業務委託料につきましては、平成２４年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２４８８万５千円、計上していましたが、実績額は１９８４万５千円となりました。

３款、民生費の幸袋地区児童館建設事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２７３２万４千円、計上していましたが、実績額は２１３８万４千円となりました。同じく、鎮西地区児童館建設事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２億５８２６万５千円、計上していましたが、実績額は２億４４０３万円となりました。同じく、穂波東地区児童館建設事業につきましては、平成２６年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２億１３１３万６千円、計上していましたが、実績額は２億４０３万円となりました。

次に、１０款、教育費、小学校費の目尾・幸袋小中学校統合事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で６億６３５０万３千円、計上していましたが、実績額は５億４６１４万１９０７円となりました。同じく、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２８億１９６８万６千円、計上していましたが、実績額は２６億６９７４万４７５１円となりました。同じく、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業につきましては、平成２６年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２５億３７２８万９千円、計上していましたが、実績額は２４億４９０２万９４１円となりました。

続きまして、中学校費の目尾・幸袋小中学校統合事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で５億５８３９万１千円、計上していましたが、実績額は４億６００７万１８４０円となりました。同じく、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２４億３８４９万６千円、計上していましたが、実績額は２３億８６５万円となりました。同じく、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業につきましては、平成２６年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２１億６５１万円、計上していましたが、実績額は２０億３３４７万２２００円となりました。

最後に、社会教育費の鎮西公民館建設事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で４億８５９３万８千円、計上していましたが、実績額は４億５９５５万７千円となりました。

続きまして、「報告第２２号」について、ご説明いたします。議案書の６３ページをお願いいたします。「継続費精算報告書の報告」につきましては、平成２６年度、平成２８年度の学校給食事業特別会計予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。内容につきましては、６４ページ、継続費精算報告書をお願いします。

１款、学校給食費の目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で２２１７万５千円、計上していましたが、実績額は１７３９万６千円となりました。同じく、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業につきましては、平成２８年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で４億７７６８万９千円、計上していましたが、実績額は４億５３３５万８千円となりました。同じく、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業につきましては、平成２６年度から平成２９年度までの事業として、継続費を合計で５億３７７８万円、計上していましたが、実績額は５億２９９６万８千円となりました。

次に、「報告第２３号」について、ご説明いたします。議案書の６５ページをお願いいたします。「平成２９年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、ご報告いたします。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっています。平成２９年度は、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成２９年度は、４．２％となっております。昨年度に比べ０．３ポイント減少しておりますが、これは、公営事業会計及び一部事務組合に対する準元利償還金の財源となる繰出金や補助金の減によるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第３セクター等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成２９年度は２７．５％となっております。昨年度に比べ１１．９ポイント増加しておりますが、これは主に公共施設等適正管理推進事業債や学校教育施設等整備事業債を活用した事業の実施により、地方債現在高が増加したことによるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成２９年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。以上で、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件３件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２４号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。人事課長。

○人事課長（二石記人）

　「報告第２４号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げます。

追加議案書の２０ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年１月２２日、午後１時２０分ごろ、人事課職員が九州自動車道、熊本県山鹿市と熊本市の境界付近で公用車にて熊本地震被災地の益城町等に向かう途中、過って走行車線、進行方向左側路肩にはみ出し、西日本高速道路株式会社所有の道路附属物であるガードロープに左側面を接触させ、当該道路附属物の一部を損傷させたものでございます。この事故によります市の過失割合は１００％であり、修理費用、５万１２１０円となっております。

今後、このような事故を起こさないために最大限の安全管理意識を持って公務に当たるよう、再発防止に努めてまいります。以上で、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

署名議員を指名いたします。１１番　永末雄大議員。２３番　古本俊克議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、平成３０年第３回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間、お疲れさまでした。

午後　２時４４分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

　　　２３番　　古　本　俊　克

　　　２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美

　　人事課長　　二　石　記　人

財政課長　　落　合　幸　司

　　土木管理課長　　中　村　　　章

　　頴田支所経済建設課長　　田　中　哲　也